

第5節 住民、事業所の基本的責務

「自らの安全は自ら守る」のが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・災害時要援護者への援助、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力を努めるものとする。

事業所は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献）を十分に認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災活動の維持に努めるとともに、自らの事業所の安全確保に万全の措置を講ずるよう努めるものとする。